

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
休日がと日
の翌日)

鳥取県告示第百七十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ♦ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるものについて、国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- ♦ 土地改良区の定款の変更の認可
- ♦ 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- ♦ 選管告示 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定
- ♦ 教委告示 都市計画事業の事業計画の変更の認可(二件)
- ♦ 公 告 選挙管理委員会の招集
- ♦ 正 誤 教育委員会の招集
- ♦ 正 誤 歯科衛生士試験の実施
- ♦ 正 誤 歯科技工士試験の実施
- ♦ 正 誤 昭和六十一年一月鳥取県告示第八十号中訂正

鳥取県告示第百七十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
石 谷 薬 局	鳥取市南町四二一	昭和六十一年一月十六日
有限会社わかば 調剤薬局	鳥取市瓦町六五八	"

(第三百六十三号) 第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

国府町農業協同組合が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業玉鉢地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月二十一日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
石谷薬局	鳥取市南町四二一	昭和六十一年一月十六日
調剤薬局	鳥取市瓦町六五八	"
有限会社わかば	"	"

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和六十一年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十二号

岩美町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業浦富地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決

鳥取県告示第百八十一号

定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の

三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三・二・三号南駅口富安線

三 事業施行期間

昭和五十四年十二月二十五日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 なし

一 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所
岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

一 施行者の名称
鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業三・三・三号西品治田園線

三 事業施行期間
昭和五十年一月二十一日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地
1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 変更なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和六十一年二月二十四日（月）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 昭和六十一年度教育行政施策について
- 2 その他

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和六十一年二月二十五日（火）午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二三〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 都道府県選挙管理委員会連合会中国支会総会について

歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

(郵送の場合は、昭和61年2月28日(金)までの消印があるものは、有効とする。)

昭和61年2月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部医務課

1 試験期日

学説試験 昭和61年3月20日(木)午前9時から
実地試験 昭和61年3月21日(金)午前10時から

2 試験場所

学説試験 鳥取市吉方温泉三丁目751番地 鳥取県立歯科衛生専門学校
実地試験 鳥取市吉方温泉三丁目751番地 鳥取県立歯科衛生専門学校

校

3 試験科目

学説試験 解剖生理、病理細菌、薬理、栄養、衛生及び口腔衛生、歯科臨床概論及び歯科診療補助並びに衛生行政

実地試験 歯科予防実技及び歯科診療補助実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者

(2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者

(3) 外国の中等教育学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験願書の受付期間

昭和61年2月22日(土)から同月28日(金)まで

(郵送の場合は、昭和61年2月28日(金)までの消印があるものは、有効とする。)

6 提出書類

- (1) 受験願書(所定の様式によること。)
- (2) 履歴書(所定の様式によること。)
- (3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書(昭和61年3月卒業見込みの者)にあつては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和61年3月26日(水)までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国の歯科衛生士免許を受けたことを証する書類

(4) 写真

手写形台紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽、正面で撮影したもので、その裏面に(シエ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

7 試験手数料及び納入方法

(1) 試験手数料

11,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

8 合格者の発表等

印第5739
昭和61年2月21日

(1) 昭和61年3月28(金)正午に鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)に問い合わせること。

5 受験願書の受付期間

昭和61年2月22日(土)から同月28日(金)まで

(郵送の場合は、昭和61年2月28日(金)までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部医務課

7 提出書類

(1) 受験願書(所定の様式によること。)

(2) 履歴書(所定の様式によること。)

(3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書(昭和61年3月卒業見込みの者にあっては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和61年3月17日(月)までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

(1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

(2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

歯科技工法(昭和30年法律第168号)第12条第1項の規定により、歯科技工試験を次のとおり実施する。

昭和61年2月21日

鳥取県

公認

印

金曜日

21

月

2年

61

昭和

7 昭和61年2月21日 金曜日

鳥取県公報

(4) 写真

手形合紙付きとし、出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に(シギ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

8 試験手数料及び納入方法

- (1) 試験手数料
16,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

- (1) 昭和61年3月19日(水)正午に鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)に問い合わせること。

出

票

昭和61年1月鳥取県告示第八十号(土地区画整理事業の事業計画の変更の認可並いこと)廿六箇所に認めたが故に、記正す。

貞段行 認 由
四 上 十 かく本体 かく本体